

非農地証明願に添付する書類一覧表

太子町農業委員会

番号	添 付 書 類	備考（農業委員会で確認する事項等）
1	土地の登記事項証明書 （全部事項証明、登記官の証明印がある原本に限る。） ※インターネット登記情報提供サービス等で登記内容を印刷したものは不可。副本はコピーでも可	① 願出土地の字名、地番、地目、面積等 ② 所有権の確認 （相続登記が未了の場合） ・ 相続登記終了後願出（原則）、相続人全員による共同願出又は特定人（単独）願出 ・ 被相続人の除籍謄本を追加添付 ・ 相続を証する書面（遺産分割協議書等）を追加添付 ③ 願出土地の取得年月日及び原因の確認
2	委任状	代理願出を行う場合
3	地籍図又は字限図	願出土地及びその付近の地番、地目、土地所有者及び耕作者を明示すること。字界の土地については、隣接字限図も添付すること。
4	位置図	願出土地の位置を明示した図面（1/50,000～1/10,000 程度）
5	見取図（住宅地図）	願出土地の周辺の市街化及び営農の状況を明示すること
6	申請地の現地写真	願出土地及びその周辺が写った写真
7	農地でなくなってから 20 年を経過しているか、災害による場合であることを、客観的に証明する書面	願出土地が農地の形状でなくなしてから 20 年以上経過していること、または災害により農地の形状でなくなったことを証明する公的な書類 （例） 固定資産税登載証明書や国土地理院発行の航空写真など
8	始末書	願出が農地の形状でなくなった経過等。 申請者名の自筆と印
9	同意書 （町 HP に様式有）	① 集落・水利関係（水利代表・農区長、及び自治会長） ② 仮登記・抵当権者等 ※ 転用行為の妨げとなる権利を有する者がある場合
以下は必要に応じて添付。		
10	（その他） 願出内容に応じて別途必要な書類	

＜注意事項＞

※添付書類（土地の登記事項証明書や字限図等）の有効期限は、原則発行後 3 ヶ月以内となります。

※添付書類は原則原本又は原本証明されたものに限りします。